

庄内町立谷沢川流域活性化センター「タチラボ」 6次産業化共同利用加工場利用までの流れ

1. 利用許可申請書類の入手

■入手方法

ア) 直接入手する

商工観光課新産業創造係または
タチラボ事務局から

イ) 町ホームページから入手する

HP内「募集情報」からダウンロード

■入手書類の種類

- ①申請書、②事業計画書、③利用者名簿、④条例抜粋、⑤タチラボシェフ決まりごと

※利用上の留意事項※

！タチラボは、立谷沢地区を中心とした地域活性化を目的とする施設です。

！町外の方の場合、立谷沢地区又は清川地区の素材を活用していただきたいです。

！どんな素材があるか紹介が可能です。

！以上の趣旨を理解いただき、今すぐでなくても地域素材を活用いただければ許可が可能です。

！条例に基づき、利用許可の取消し、施設や機器等の修繕費負担が生じる場合があります。

庄内町立谷沢川流域活性化センター「タチラボ」 6次産業化共同利用加工場利用までの流れ

2. 利用許可申請書類の提出

■提出先

庄内町 商工観光課 新産業創造係

〒999-7781

庄内町余目字沢田108-1 クラッセ内

TEL:0234-42-2909

■提出書類

①申請書、②事業計画書、③利用者名簿

3. 利用許可書の交付

手続き完了後、タチラボシェフ加入申込書同封の上、利用許可書を交付（送付）します。

4. 共同利用加工場の利用

■原則利用希望日の7日前まで、タチラボ事務局に電話等で予約申込（TEL：0234-43-8382）

■初回利用時までに、入会金・年会費を添えてタチラボシェフ加入申込書をタチラボ事務局に提出ください。

※ただし、ワークラッセ会員は、新産業創造協議会（余目駅前クラッセ内）にタチラボシェフ加入申込書の提出、入会金・年会費を納付することも可能です。